

說 明 事 項

「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の概要

1 指針検討の経緯

(従来の第三者評価事業の取扱)

社会・援護局、社会・援護局障害保健福祉部及び雇用均等・児童家庭局
が第三者評価基準等を示す。



(更なる普及・促進を目的とした新指針のとりまとめ)

平成15年度に全国社会福祉協議会において、「福祉サービス第三者評価基準等の見直し等について研究を行い、その結果等を踏まえ新たな「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」(案)を取りまとめた。

2 「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」(案)の概要について

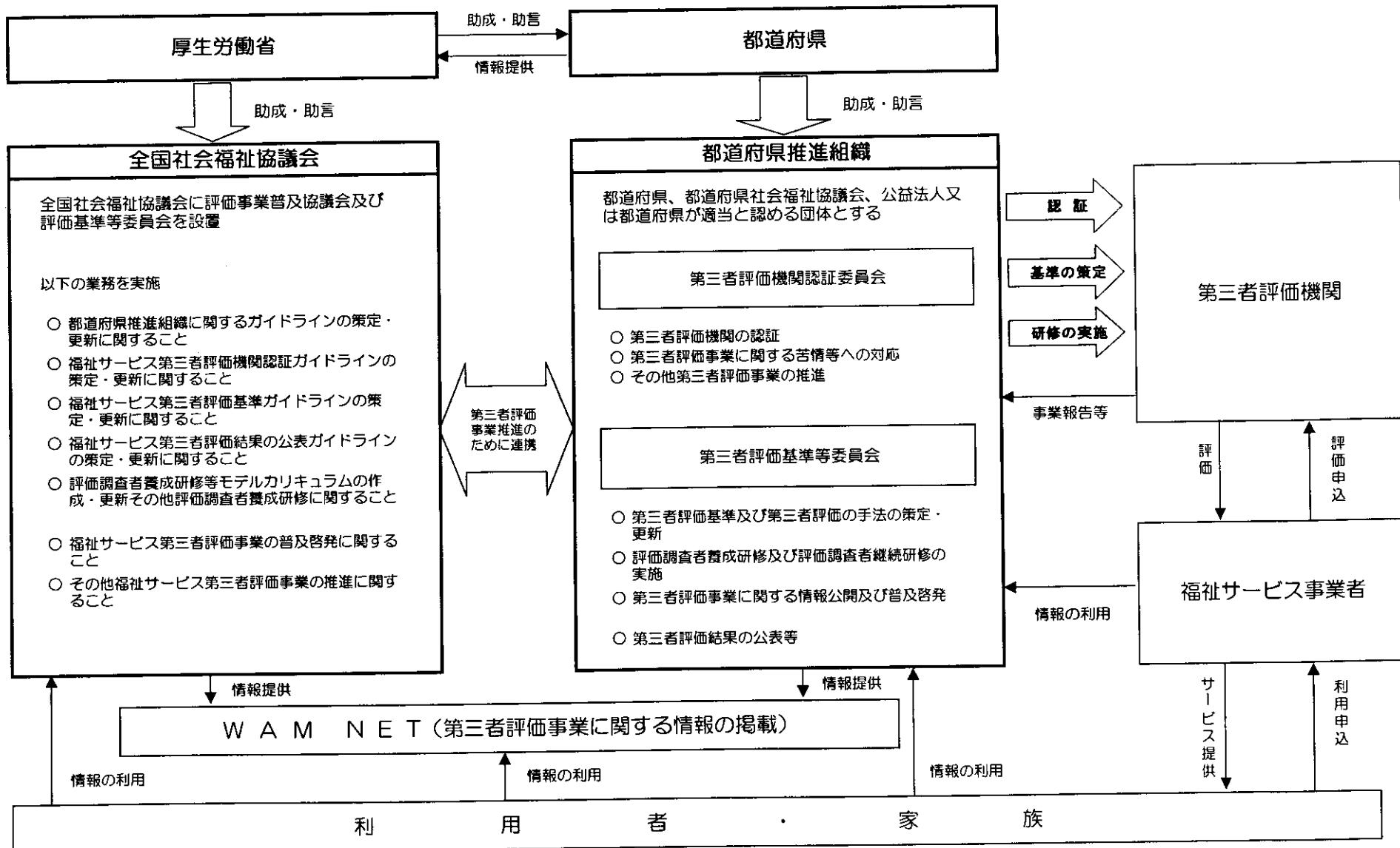
- 福祉サービス第三者評価事業の推進体制について
 - ① 全国社会福祉協議会に、評価事業普及協議会、評価基準等委員会を設置し、福祉サービス第三者評価事業の推進及び都道府県推進組織に対する支援を行う。
 - ② 都道府県推進組織を、都道府県の判断の下、「都道府県推進組織に関するガイドライン」に基づき設置し、第三者評価機関の認証等の業務を行う。
- 都道府県推進組織において活用する福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン、福祉サービス第三者評価基準ガイドライン等の策定
- その他
 - 児童福祉施設及び障害者・児施設に関する福祉サービス第三者評価基準の在り方については、今後、全国社会福祉協議会において検討する予定であること

3 その他

措置費の弾力運用の要件の一つである第三者評価事業の受審等に係る改正

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長厚生労働省老健局長連名通知（平成16年3月12日付雇児発第0312001号社援発第0312001号、老発第0312001号）及び「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、厚生労働省老健局計画課長連名通知（平成16年3月12日付雇児福発第0312002号、社援基発第0312002号、障障発第0312002、老発第0312002号）に定める措置費の弾力運用の要件の一つである第三者評価事業の実施において、受審・結果公表等を新指針に基づき行うこととした。

福祉サービス第三者評価事業の推進体制



福祉サービス第三者評価基準の適用関係

	①救護施設、老人ホームなど ②③以外のサービス（注1）	②障害者・児施設（注2）	③児童福祉施設（注3）
16年4月 まで	「福祉サービスの第三者評価事業の実施要領について(指針)」(旧通知)に基づく第三者評価基準	『平成13年度版 障害者・児施設のサービス共通評価基準』について(旧障害者・児通知)に基づく第三者評価基準	「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」及び「児童福祉施設(児童自立支援施設・情緒障害児短期治療施設)における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」(旧児童通知)に基づく第三者評価基準
16年5月 以降	「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」(新通知)で示された「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」に基づく第三者評価基準	暫定的に上記基準を活用 (全社協において、基準の在り方を検討)	暫定的に上記基準を活用 (全社協において、基準の在り方を検討)
17年4月 以降	「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」(新通知)で示された「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」に基づく第三者評価基準	同左 (必要に応じ基準の適用関係の整理又は見直し等を行う)	同左 (必要に応じ基準の適用関係の整理又は見直し等を行う)

(注1)具体的には

- ア 救護施設
- イ 更生施設
- ウ 授産施設
- エ 養護老人ホーム
- オ 軽費老人ホーム
- カ 身体障害者福祉ホーム
- キ 知的障害者福祉ホーム
- ク 身体障害者福祉工場
- ケ 特別養護老人ホーム
- コ その他②③以外のサービス

(注2)具体的には

- ア 盲児施設
- イ ろうあ児施設
- ウ 難聴幼児通園
- エ 肢体不自由児施設
- オ 肢体不自由児通園・療護
- カ 重症心身障害児施設
- キ 知的障害児施設
- ク 知的障害児通園施設
- ケ 肢体不自由更生
- コ 視覚更生
- サ 聴覚言語更生
- シ 内部更生
- ス 重度更生
- セ 身障者療護施設
- リ 身障者授産(入・通)
- タ 重度授産
- チ 身障者小規模
- ツ 知的障害者更生(入・通)
- テ 知的授産(入・通)
- ト 知的通勤寮
- ナ 知的小規模
- ニ 精神障害者生活訓練
- ヌ 精神障害者授産(入・通)
- ネ 精神小規模

(注3)具体的には

- ア 児童養護施設
- イ 母子生活支援施設
- ウ 乳児院
- エ 児童自立支援施設
- オ 情緒障害児短期治療施設
- カ 保育所